

# 可視化の現在 立会いの未来

## 取調べにおけるメモ取り

刑事弁護委員会 委員 田中 萌奈美

### ● はじめに

令和6年3月13日国会法務委員会<sup>※1</sup>において、取調べ時に被疑者がメモを取ることを禁止する規定は存在せず、捜査機関は被疑者がメモを取ることに付いて強制的に止めることはできないとの答弁がなされた。以下では、国会答弁前の事例ではあるが、任意の被疑者取調べにおいてメモを取ることができた事例を紹介する。

### ● 事案の概要

本件は、グーグル上の口コミに投稿された文言についての名誉毀損被疑事件である。なお、本件は検察官送致後、不起訴（嫌疑不十分）として処分結果が確定している。

### ● 交渉過程

可視化・立会い申入れが拒否され、準立会いを行うこととなったところ、被疑者である依頼人（以下、「A氏」という。）との打合せ時に、A氏より、「取調べ中にメモは取れますか。」と尋ねられた。

筆者は、取調べ中にメモを取った事例を聞いたことがなく、捜査機関からは反対されそうだと感じたが、そもそもメモを禁止する規定は存在しないこと、プライバシーを問題にするとしても「自分の事件で自分がメモを取れない」というのは非常におかしな話であると感じ、メモを取ることを申し入れることにした。

弁護人から申入れを行うと無用な拒絶反応を招くと感じ、申入れはA氏本人にお願いした。A氏には、捜査機関は拒否してくる可能性が高いこと、メモを禁止する規定が無いことを伝えたくて、「当然メモでき

ますよね。」という雰囲気でもお願いした。

A氏の申入れを受けた刑事は、別室で協議後「メモを取ると取調べの時間がかかる、メモに集中しすぎないように考慮してほしい。」と回答した。メモを禁止する旨の回答ではなかったため、A氏は持参していたメモと筆記具を用いてメモを取った。

### ● メモを取ることの効果

やはり、メモによって順を追って取調べの様子が把握できたので、打合せのしやすさは圧倒的であった。

また、刑事の発言をメモした際に、刑事から「表現が悪かったので訂正してほしい。」との発言があり、刑事の発言自体が訂正されたことがあった。捜査機関が被疑者のとったメモを見ることについては様々な意見があるだろうが、面前でメモを取ることで、被疑者を不当に混乱させる取調べを抑止する効果もあったと感じた。

A氏に感想を聞くと、はじめての取調べで緊張し、最初は何を聞かれても混乱していたが、メモを取ることによって落ち着くことができた、とのことであった。刑事の発言をメモしておけば、趣旨の分からない質問についても後で弁護人と相談することができる、そういった安心感は確実にあると感じた。

### ● 国会法務委員会答弁の紹介

冒頭で述べたとおり、令和6年3月13日国会法務委員会において、小泉法務大臣は、「刑法上は、任意の取調べや逮捕後の取調べにおいてメモを取ることは禁止されておりません。禁止する規定はございません。」と答弁した。

また、捜査機関はメモを控える旨の任意のお願いしかできないのであって、これを拒否してメモを取ることは何ら禁止されないということか、との質問に対しても「それは、御本人の意思を通されるとい

※1 第213回国会 法務委員会 第2号令和6年3月13日  
([https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000421320240313002.htm#p\\_honbun](https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000421320240313002.htm#p_honbun))

うことであれば、強制的には止められません。」と答弁した。メモを禁止する法的根拠は存在しないこと、捜査機関はメモを控えるよう任意での協力を求めることができるに過ぎないこと、強制的にメモを止めることはできないことが、国会答弁において確認された。

小泉法務大臣は、メモを認めると、被疑者がメモに集中し必要な追及が行えず真相解明を阻む、メモの流出により捜査情報やプライバシー情報が流出する恐れが高くなる、などを支障として挙げたが、いずれも強制的にメモを止める根拠にはなり得ない。

● 雑感

今回、筆者は、おそらく拒否されるだろうと考えながらメモの申入れを助言したが、その後の国会答弁と

も一致した運用であることが分かり、今後は本答弁を引用しながら、捜査機関の反論に怯むことなく申入れを行っていきたい。会員の皆様においても、メモを取ることを申し入れる際には是非本答弁を参考にして頂きたい。

なお、法務大臣が述べた上記の取調べへの支障に対しては、質問に立った議員から「メモしながら自分で整理をして答える。何の問題があるんですか。」という更なる追求があり、これはまさしく筆者が感じた「自分の取調べでメモが取れないことのおかしさ」に通じる部分であった。刑事実務においては、「どうせ認められない」と諦めそうになることが度々あるが、これはおかしい！という感覚は鈍らせることなく大切にしなければならぬと改めて感じた。

夢を、  
上乗せしよう。

- merit 1 65歳から一生運受け取れます
- merit 2 掛金の額も受取の額も変動しません
- merit 3 税金がおトクになります
- merit 4 掛け捨てにはなりません
- merit 5 受取額や受取期間に合わせて自由に設計できます

**国民年金基金**

ご加入、ご検討にあたってはホームページ・パンフレット等で詳細をご確認ください。

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に。 ☎03-3581-3739 日本弁護士国民年金基金

日本弁護士国民年金基金 (株) http://www.bknk.or.jp/ 〒100-0013 東京都千代田区麹町1丁目1番3号 弁護士会館14層